

中小企業 業務効率化 推進補助金

デジタルトランスフォーメーション
話題の **DX**
いまが始めどき!

DX = デジタルトランスフォーメーションとは?

→ 企業等の課題に対して、ITやデジタルツールを用いて解決し、業務効率化や生産性向上を図るもの。

■ 制度概要

業務効率化を目的としたIT・デジタルツールの導入にかかる費用の一部を補助します。

■ 対象者

新発田市内に、本社または本社機能を備えた事務所等を有する、中小企業及び個人事業主

■ 補助金額

社内のDXにかかる費用の一部を市が補助。発注先により補助率が異なります。**上限50万円。**

- ・「市外企業」に発注する経費 : 3分の1を補助
- ・「市内に本社機能を置く企業」に " : 2分の1を補助
- ・「キネス天王 入居企業」に " : 3分の2を補助

※キネス天王入居企業

旧天王小学校を改修し、市内DX推進の拠点として設置したシェアオフィス「キネス天王」に入居する企業。
詳しくはお問合せください。

■ 補助対象期間

令和7年2月28日まで

※この期日までに完了する事業・取組であること。

※予算上限に達した場合、早期に終了する場合があります。

■ 手続きの流れ

- ① 市に申請書を提出。 ※ 申請書類は、市ホームページ、商工振興課(市役所6階)でお渡しできます。
- ② 補助金の交付が決定。
- ③ 申請内容により発注。
- ④ 事業費の清算を完了し、市に完了報告書を提出。
- ⑤ 補助金額の確定。
- ⑥ 市から補助金をお支払い(2~3週間ほどかかります)



■ お問い合わせ

〒957-8686 新発田市中心3-3-3 **新発田市役所(本庁舎) 6階 商工振興課**

TEL: 0254-28-9650(直通) FAX: 0254-28-9670

メールアドレス: shoukou@city.shibata.lg.jp

■補助対象経費（補助金として認められるもの）

費目	内容
1 委託費	社外事業者に、新規システムの設計・導入・保守等を委託した場合の経費。 ※現在保有するシステム等の改修は対象外。 ※保守費用は、令和7年2月28日までの費用とする。 【例】新規システム構築費用 【対象外】既存システムの改修費用、ホームページ等の制作・改修費用
2 報償費	コンサルタント、各種の専門家等を利用した場合の謝礼 【例】新サービス開発支援謝礼、SNS活用指導料。
3 クラウド・WEBサービス利用料	クラウドサービス、WEBサービス等を新規に利用する場合の利用料金 ※令和7年2月28日までの費用とする。 【例】サブスクリプション型サービス利用料、ECサイト出店料、電子決済サービス利用料 【対象外】求人サイト等利用料
4 ソフトウェア導入費	ソフトウェアの導入に係る費用 【例】出勤・退勤管理システムの導入費、受発注システムの導入費
5 ハードウェア導入費	ハードウェアの導入に係る費用 ※補助対象経費となるソフトウェア、システムの稼働等に必要ハードウェアに限る。 ※リース料は、令和7年2月28日までの費用とする。 【例】出勤管理システムに附属する「打刻機」の購入費またはリース料 【対象外】汎用性が高く、他用途に転用可能な、パソコン、タブレット、プリンタ等
6 消耗品費	消耗品の購入費用 ※補助対象事業に係るものに限る。 【例】ハードウェアの設置に必要な部材
7 その他費用	1から6までに掲げる経費以外の経費で市長が認める費用 【例】物品運搬費、設置工賃

個別!!

無料!!

■『DXあれこれ相談会』

DXに関するお悩みを、専門家に個別相談してみませんか？

「なにから始めていいかわからない！」

「わが社の課題は、DXで解決できそうか？」

DXの専門家が、解決の糸口を一緒に探ります！

- ・対象者は、「市内に本社または本社機能を備えた事務所等を有する中小企業、個人事業主」に限ります。
- ・詳細・お申込みは、市ホームページをご覧ください。

市HP URL: <https://www.city.shibata.lg.jp/jigyosha/shien/shien/1024136.html>

詳しくは、QRコード
または
市HP上で「DX」と検索!!



■お問い合わせ

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3 **新発田市役所(本庁舎) 6階 商工振興課**
TEL: 0254-28-9650(直通) FAX: 0254-28-9670
メールアドレス: shoukou@city.shibata.lg.jp